

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所／弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階

制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>

Index

趣味の園芸
…1

【事件ファイルより】
公益通報者保護法以外の
内部通報の保護
…2～3

【最近の判例から】
クロレチラン配布差止訴訟と
消費者契約法上の「勧誘」の意義
…3～4

【事務局から】
【セミナー開催のお知らせ】
…4

趣味の園芸

昨年4月から旬刊商事法務で3ヵ月毎の新聞記事や法律雑誌に掲載された法務トピックを集めて、学者の先生と企業の法務ご担当の方に語っていただく鼎談の司会を担当しています。そこで、私の1時間30分にわたる毎朝の通勤時間、今まで以上に日経新聞を読み込むのがこの1年の習慣です。この日経新聞の6月22日版に、商事法務では話題にしてもらえないものの、私には嬉しい記事が載っていました。文化覧の『「趣味の園芸」育み半世紀』という小笠原左衛門尉亮軒氏の記事です。

法律雑誌のように事務所に定期的に届く雑誌以外で私が2007年から欠かさず購読しているのは、この『趣味の園芸』です。庭でバラや一年草などをたくさん育てている私には、今では、法律の基本書より大事な園芸の基本書で、その時々、バラに何をしておあげればいいのか、どんな工夫で花をたわわにつけることができるのか、センスの良い寄せ植えを作るには？挿し芽の仕方、種の蒔き方などを思い出すために、京阪特急の中でいろんな年の時機の号に目を通しています。

寒いときに庭でバラの剪定、誘引をしては、手を傷だらけにし、暑い夏に蚊と戦いながら水やり、雑草取りをして何が楽しいんだろうと思われるかもしれませんが、草花は手を掛けてあげると必ず応えてくれ、手を抜くと、ひっそり消えてしまうとても優しい存在です。また、庭植えするだけで、元気になる植

物たちと一緒に私も大地の気をもらいます。

小笠原氏のおっしゃるとおり、品種改良がすすみ、花期の長い品種がどんどん発売され、私の手間もずいぶん軽減されました。毎朝の水やり時には、犬の散歩、ランニングなどで家の前を通られる方からいろいろお声がかかりますが、『趣味の園芸』で憶えたとおりに植えた黄色のバラと紫のクレマチス・アラベラの組み合わせに、「鉄線※1との色合わせがよいですな」と年配の紳士から褒めていただき、心の中でVサインをしました※2。

※1：鉄線は、クレマチスの和名ですが、アラベラはインテグフォリア系の一見鉄線には見えない品種です。紳士が鉄線の仲間とご存じだったことにも驚きました。

※2：今回もブーケの花はすべて庭から調達しています。パロン・ジロー・ド・ラン（赤いバラ）ポンポネッタ（濃いピンクのバラ）、パーペチュアリー・ユアーズ（白バラ）、パレリーナ（白にピンクのひとえのバラ）、春姫（八重のクレマチス）、ドロシーウォルトン（紫のクレマチス）など。

苗村 博子（なむら ひろこ）



公益通報者保護法以外の内部通報の保護

1. はじめに

日本では文科省、米国では FBI と、公務員からのマスコミへの通報が内部告発として許容されるのかどうかに関心が集まっています。内部告発といえば、「公益通報者保護法」を思い浮かべる方も多いと思いますが、この法律は、それまで外部に告発した通報者への解雇、不利益取扱いに関する判例の基準に明確性を与えるために作られた法律で、その適用の射程が狭く、この法律だけでは、保護が必要と思われる内部通報をすべてカバーすることができません。同法6条自体が、他の法律による保護を妨げないと明記しています。したがって労働基準法や民法に基づく解雇権濫用法理などで、解雇を無効とする実務は、公益通報者保護法施行後も続けられており、様々な方策で通報者保護が図られています。

2. 公益通報者保護法の保護範囲

まず、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の遵守を図るために、公益通報者を保護する法律であることから、通報対象事実は国民生活に関わる限定列举された法律で、①直接刑事罰の対象となるか、②違反行為に対する処分への違反が刑事罰の対象となるものに限られています。また、外部への通報ができる場合は、権限のある監督官庁に対して行う場合でも、「信じるに足りる相当の理由がある場合」に限られます。マスコミ等、通報することで発生や被害の拡大を防止するために必要と認められる者に対する場合は、①内部や監督官庁に通報すれば不利益取扱をされると信じるに足りる相当の理由がある場合、②

労務提供先から正当な理由なく通報を止められた場合、④書面によって内部に通報してから 20 日を経過しても調査をする旨の通知がないか、正当な理由がないのに調査しない場合、⑤個人の生命身体に危害は発生する急迫した危険がある場合に限られているのです。

ちなみに公務員も公益通報者に該当するのですが、アメリカの FBI 前長官の例などは、日本に司法妨害罪がないだけでなく、国民の生命、身体などに直接関わらないので、日本では、仮に解雇前に例のメモをマスコミに開示していたとして、公益通報者保護法では前長官を保護することは難しくなります。

3. 民法等による保護

(1) トナミ運輸事件

公益通報者保護法施行前の内部通報に対する不利益取扱いが債務不履行、不法行為とされた事件で有名なのはヤマカールに関するトナミ運輸事件（富山地裁平成 17 年 2 月 23 日判決）でしょう。裁判所は、告発者（原告）が告発したヤマカール行為は現実に行われていたとし、告発者（原告）が内部で副社長や営業所長に直訴したものの受け入れられなかったことから新聞社に通報をしたと認定しました。報道機関は是正を図るに必要な者ではあるものの、一方で会社の違法行為が不特定多数に広がり、短期的には会社に打撃を与え得ることから信頼関係維持のため会社の不利益にも配慮する必要があったとしながらも、告発者が会社内部で是正のため努力しても会社の状況から何らかの是正措置が執られる可能性は低かったとして、告発は法的保護に値するとししました。告発者はその後、退職を強要されたり、個室に入れられ、格

別の仕事もないまま、昇進もなく過ごすしかないような不利益な取扱いを受けたとして、会社の不法行為、人事権の逸脱による債務不履行を認めたというものです。この判決の判断方法は、まさに今も公益通報者保護法のモデルとなったともいえるような事件でした。

(2) 大阪市河川事務所職員懲戒免職事件

こちらは、大阪地裁平成 24 年 8 月 29 日の判決で、行為自体も公益通報者保護法施行後の、公務員に関わる事件です。河川事務所職員が清掃時に取得した現金等を分配する映像を撮影し、自らも分配を受けた原告が、この映像をマスコミに提供したところ、この領得等を以て、懲戒免職処分を受けたため、免職処分の取消を求めたというものです。公益通報者保護法では、河川事務所による物色・領得行為は同法が認める法律違反といえるか微妙で、通報対象事実に該当しない可能性があります。この映像はテレビで放送され、調査チームによる調査がなされ、大量の処分者が出ました。判決は、原告も 5 万円の分配を受けてはいるものの、原告の内部告発により、河川事務所の違法または不適切な取扱いの実態が明らかになってその是正が図られており、これは原告に有利な事情として考慮すべきであるとし、懲戒処分として免職としたのは裁量権の逸脱であるとして、免職の無効を言い渡しました。通報行為についても、内部への通報をしないまま直ちにマスコミに映像とともに通報することは公益通報者保護法では認められないとされる可能性が高い行為ですが、裁判所は、この法律を離れ、懲戒免職処分の相当性から、判断をしたのです。

4. おわりに

大阪河川事務所事件からすると、FBI前長官の行為が仮に解任前になされていたとしても、これを以て解雇されていて、日本で裁判になれば、その解任が無効となる可能性は十分にあるといえるでしょう。

う。公益通報者保護法は、内部通報制度を構築する際の参考にはなりますが、社内の通報制度を構築する場合には、この法律の枠組みにとらわれることなく、通報者の保護範囲をより広い制度にしておくことが重要と思われます。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

最近の判例から

クロレラチラシ配布差止訴訟と 消費者契約法上の「勧誘」の意義

1. はじめに

本年1月24日、最高裁が、サン・クロレラ販売株式会社（以下「サン・クロレラ」といいます）による広告チラシの配布について、消費者契約法上の「勧誘」に該当し得るとの判断を下しました。当該判断は、不特定多数に向けた広告であっても、消費者契約法に基づく差止請求等の対象となり得るとする点で、従前の行政解釈を実質的に変更するものであり、今後の広告の在り方に大きな影響を与えるものと考えられます。

2. 事実の経緯

サン・クロレラは、昭和48年頃からクロレラ（単細胞の緑藻類）を原料とした健康食品を販売している会社です。

平成25年8月、「日本クロレラ療法研究会」の名義で、クロレラには免疫力を整え細胞の働きを活発にするなどの効用がある旨の記載や、クロレラの摂取により高血圧等の様々な疾病が快復した旨の体験談等の記載がある折り込みチラシ（以下「本件チラシ」といいます）が配布されました。本件チラシには、具体的な商品名の記載はなく、本件チラシに記載された研究会の連絡先への問合せがあれば、サン・クロレラから問い合わせた者へ商品カタログが送付されていました。

消費者契約法に基づく認定を受けた適格消費者団体（特定非営利活動法人京都

消費者契約ネットワーク）は、本件チラシの配布は消費者契約法上の「勧誘」にあたり、サン・クロレラが実質的な配布主体であるところ、本件チラシには消費者に対する不実告知が含まれると主張して、その配布の差止めを求めて提訴しました。

原判決（大阪高裁平成28年2月25日判決）は、景品表示法に基づく差止請求^{*1}を認めた第一審判決（京都地裁平成27年1月21日判決）を破棄した上、消費者契約法に基づく差止請求についても、同法上の「勧誘」には「事業者が不特定多数の消費者に向けて広く行う働きかけ」は含まれず、本件チラシの配布は「勧誘」にあたらなとして、適格消費者団体の請求をすべて棄却したところ、これに対し同団体が上告しました。

3. 最高裁の判示した内容

(1) 本件における争点 （消費者契約法上の「勧誘」の意義）

消費者契約法4条各項は、事業者による消費者契約の締結の「勧誘」に際して、不実告知（重要事項について事実と異なることの告知）や不利益事実（重要事項について消費者の不利益となる事実）の不告知を禁止し、これに違反した場合の消費者の取消権を定めています。また、同法12条1項及び2項では、適格消費者団体は、消費者契約の締結の「勧誘」

に際し、事業者が上記の各禁止行為を現に行い、または行うおそれがあるときには、当該事業者に対し、それら行為の差止め等を求めることができると定めています。

本件の最高裁判決では、本件チラシの配布が、消費者契約法上の「勧誘」に該当し、適格消費者団体による差止めの対象となるか否かが争点となりました。

(2) 最高裁の判示

最高裁は、本件チラシの配布が「勧誘」にあたらなとした原判決の判断を是認することができないと判示しました。

その理由として、最高裁は、消費者契約法は消費者の利益の擁護を図ること等を目的とするところ、事業者が「その記載内容全体から判断して消費者が当該事業者の商品等の内容や取引条件その他これらの取引に関する事項を具体的に認識し得るような新聞広告により不特定多数の消費者に向けて働きかけを行うときは、当該働きかけが個別の消費者の意思形成に直接影響を与えることもあり得る」として、不特定多数に向けた働きかけを一律に「勧誘」から除外することは同法の趣旨目的からして相当でないことを挙げました。

もっとも、最高裁は、サン・クロレラは本件チラシを現に配布しておらず、また配布するおそれもあるとはいえないと

して、結論としては適格消費者団体の請求をいずれも棄却した原判決を是認しました。

4. 本判決が今後の広告実務に与える影響

どのような消費者への働きかけが消費者契約法上の「勧誘」にあたるかについて、従前の消費者庁の見解^{*2}では、不特定多数の消費者に向けて広く行う働きかけは「勧誘」には含まれないと解されていましたが、これに対する根強い反対意見もありました。

この点、本判決は、不特定多数に向けた働きかけであっても「勧誘」に該当し得ると判示し、従前の行政解釈を実質的に変更したものとイえます。現に、本判決翌日の消費者庁の会見^{*3}では、消費者庁長官から「昨日出されました最高裁の判決は、大変重要なものと考えております」と述べられ、その後消費者庁が改定

した消費者契約法の逐条解説では、本判決に関する記載が新たに設けられるに至りました。

本判決は、今後の広告実務にも大きな影響を与え得るものです。例えば、事業者のウェブサイト上での商品紹介が「勧誘」にあたるのであれば、当該サイトでの商品内容、価格、取引条件等の説明中に不実告知や不利益事実の不告知があると判断された場合、当該商品を購入した消費者による取消権が発生し、また、そのような広告は適格消費者団体からの差止請求の対象となります。そのため、事業者としては、不特定多数の消費者に向けた広告チラシやインターネット広告であっても、その記載内容から消費者に誤認を生じさせることのないよう、より慎重な検討が求められることとなります。

5. おわりに

消費者契約法に関する規制以外でも、昨年4月に景表法の不当表示への課徴金

制度が導入され、本年1月には自動車メーカーに対し4億8000万円程の課徴金納付が命じられるなど、広告表示への規制は近年さらに厳格化しています。各事業者においては、広告規制への違反が重大な経済的リスクや信用棄損につながり得ることを認識した上、自社広告のチェック・管理体制の整備への意識を高めることが重要となります。

※1：消費者契約法に基づく差止請求と合わせて、本件チラシの記載内容が優良誤認表示に該当するとして、景品表示法に基づく差止請求がなされました。第一審判決は、サン・クロレラと本件チラシ作成者の一体性、及び、本件チラシの優良誤認表示該当性を認め、同法に基づく配布の差止めを命じました。しかし、原審判決では、サン・クロレラが本件チラシを今後配布するおそれが認められないとして差止めの必要性が否定され、同法に基づく適格消費者団体の請求が棄却されました。

※2：消費者庁消費制度課『逐条解説消費者契約法【第2版補訂版】』（商事法務・2015年）109頁

※3：消費者庁ウェブサイト「岡村消費者庁長官記者会見要旨（平成29年1月25日（水）」の「2. 質疑応答」



田中 敦
(たなか あつし)

Topic of the secretariat

事務局から

苗村事務所が入っている「堂島ビルディング」は、大正12年に竣工された歴史ある建物です。もちろん内装等は新しいものになっていますが、当時は近代建築の粋を集めたビルといわれていたそうで、正面玄関付近やエレベーターホールなどに今もレトロな雰囲気を感じられます。苗村事務所にお越しになったことのある方はご記憶にあるかもしれません。

少し足を延ばして梅田の辺りに行きますと、グランフロントに代表されるような新しい商業施設や高層のオフィスタワーが多く見られますが、堂島ビルディングもそうですが、事務所近くの中之島付近には中之島図書館や、中央公会堂等の歴



史ある建物が多く残っています。国の重要文化財にも指定されている中之島図書館はこのほど改修工事が終わり、外壁が修復され、また、新たにおしゃれなカフェも併設されました。今までの中之島図書館はビジネス書や古文書の取り扱いがメインというイメージであり中に入る機会がない方も多かったかもしれませんが、若い方や女性も気軽に立ち寄りそうです。

また最近では土佐堀川沿いに、川に面したテラス席を設けた雰囲気の良いカフェがいくつもできていたり、夏にはビアガーデンも開催されたり、冬には中央公会堂でプロジェクションマッピング

のイベントが行われたりもしています。近年では特に建物の耐震性が重要となっていることもあり、老朽化した建物の安全性をいかに確保し維持していくか、または新しいものに建て替えるのか、難しいところもあるかと思いますが、古い建物には現在のものにはないデザインや建築技術があったり、独特の雰囲気もあり、こうした歴史あるものが今後も大切に受け継がれてほしいと願います。

古いものと新しいものが融合して魅力的になった中之島。お近くに寄られた際は、散策やカフェで休憩、はたまた仕事終わりの一杯を楽しませてみてはいかがでしょうか。



平成29年9月22日(金)大阪・9月26日(火)東京 セミナー開催のお知らせ

「厳しくなった景品表示法」

2016年4月に景表法にも課徴金制度が導入され、これを課せられる企業も出てきました。また消費者庁は活発に法執行を行っており、措置命令も多数出されています。この時期に、もう一度景表法の趣旨、問題行為を整理しておくのはいかがでしょうか？

【講師】 弁護士 苗村 博子 弁護士 田中 敦

【日時】 大阪 9月22日(金) 13時30分～15時30分 / 東京 9月26日(火) 14時～16時

【会場】 大阪会場 堂島ビルディング 9階会議室

東京会場 TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4階

詳しくはホームページのご案内をご覧ください <http://www.namura-law.jp/category/seminar/>

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目

6番8号

堂島ビルディング7階

※ 地下鉄御堂筋線又は
京阪淀屋橋駅
1番出口を上がり、
御堂筋を北へ徒歩5分

TEL：06-4709-1170

FAX：06-4709-0131

受付時間/9:00～18:00



<http://www.namura-law.jp>